第二十三条　エネルギー

エネルギーの分野における協力の範囲には、炭化水素資源、熱エネルギー（石炭）、再生可能なエネルギー、エネルギーの転送、エネルギー効率及び省エネルギーを含めることができる。この分野における協力の形態には、特に、次の事項を含めることができる。

(a)　情報を交換し、及び経験を共有すること。

(b)　エネルギーの供給を確保するための協力を促進すること。

(c)　共同調査及び共同研究開発を奨励すること。

(d)　両締約国のエネルギー会社の間の合弁事業を促進すること。

(e)　エネルギーに関連する国際的な場における協力及び調整を促進すること。

(f)　両締約国政府が相互に合意するその他の形態に関すること。

第二十四条　観光

観光の分野における協力の範囲及び形態には、特に、次の事項を含めることができる。

(a)　両締約国の観光に関する機関の間において情報を交換し、及び経験を共有すること。

(b)　観光の分野における人材養成、能力の開発及び技術協力を促進すること。

(c)　主要な旅行業者、旅行代理店及び旅行に関するメディアに対し、下見のための旅行を企画することを奨励すること。

(d)　研究集会及びセミナーの開催を促進し、並びに観光を促進するためのその他の活動を共同で組織すること。

(e)　両締約国政府が相互に合意するその他の形態に関すること。

第二十五条　繊維

繊維の分野における協力の範囲及び形態には、特に、次の事項を含めることができる。

(a)　繊維の分野における協力（例えば、情報の交換、専門知識の共有、人材養成、投資及び合弁事業の奨励並びに事業取引あっせん事業）のためのセミナー、研究集会及び会議の開催を奨励すること。

(b)　市場アクセスの促進に関する活動（例えば、貿易見本市及び展示会）を組織し、及びそれらの活動について協力すること。

(c)　両締約国政府が相互に合意するその他の形態に関すること。

第二十六条　中小企業

中小企業の分野における協力の範囲には、経営、供給及び流通の経路並びに中小企業に関連する適当な金融政策を含めることができる。この分野における協力の形態には、特に、次の事項を含めることができる。

(a)　情報を交換し、並びに経験及び最良の慣行を共有すること。

(b)　中小企業のための人材養成及び能力の開発を促進すること。

(c)　研修の機会を増大させること。

(d)　セミナー、研究集会、貿易見本市及び展示会の開催並びに協力網の形成のための機会を設けることを容易にすること。

(e)　両締約国政府が相互に合意する協力のその他の形態に関すること。

第二十七条　保健

保健の分野における協力の範囲には、公衆の衛生、保健制度の運営、保健のための資金調達及び保健事業、遠隔医療並びに保健に関する技術を含めることができる。この分野における協力の形態には、特に、次の事項を含めることができる。

(a)　保健制度、保健基準等に関する情報を交換し、並びに経験及び専門知識を共有すること。

(b)　保健の分野における人材養成及び能力の開発を促進すること。

(c)　研修の機会を増大させること。

(d)　セミナー、研究集会及び会合の開催を促進すること。

(e)　共同研究開発及び共同事業を奨励すること。

(f)　保健に関連する世界的及び地域的な問題であって相互に関心を有するものに関する国際的な場における協力、協議及び調整を促進すること。

(g)　両締約国政府が相互に合意するその他の形態に関すること。

第二十八条　娯楽及び情報

娯楽及び情報の分野における協力の範囲には、映画、アニメーション、テレビ及びラジオの番組、文化的な興行及び実演その他娯楽産業及び情報産業に関連する事項を含めることができる。この分野における協力の形態には、特に、次の事項を含めることができる。

(a)　両締約国の関係団体の間で情報を交換し、並びに経験及び慣行を共有すること。

(b)　娯楽及び情報の分野における研究集会、セミナー及び行事（例えば、映画祭及び展示会）の開催を促進すること。

(c)　他方の締約国において開催される娯楽及び情報に関する行事への訪問及び参加を促進すること。

(d)　記録映画等の共同制作を奨励すること。

(e)　両締約国の娯楽産業及び情報産業についての啓発を促進するための普及活動を組織することを奨励すること。

(f)　専門家（例えば、報道関係者、制作者及び創造的な芸術活動に従事する者）の交流を奨励すること。

(g)　両締約国政府が相互に合意するその他の形態に関すること。

第二十九条　冶金

冶金の分野における協力の範囲及び形態には、特に、次の事項を含めることができる。

(a)　冶金の分野における基準等に関する情報を交換し、及び経験を共有すること。

(b)　両締約国の貿易関連団体及び経済団体の間の連携を確立し、及び協力網を形成すること。

(c)　両締約国政府が相互に合意する協力のその他の形態に関すること。

第五章　最終規定

第三十条　実施

この取極は、両締約国政府により、基本協定及び両締約国それぞれにおいて効力を有する法令に従って、かつ、各締約国政府の利用可能な資源の範囲内で実施される。

第三十一条　目次及び見出し

この取極の目次並びにこの取極中の章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この取極の解釈に影響を及ぼすものではない。

第三十二条　改正

この取極は、両締約国政府の合意により改正することができる。両締約国政府は、いずれかの締約国政府の要請に基づき、この取極の改正について相互に協議する。

第三十三条　効力発生

この取極は、基本協定の効力発生の日に効力を生じ、基本協定が有効である限り効力を有する。

第三十四条　紛争解決

基本協定第十四章の規定は、必要な変更を加えた上で、この取極の第二章及びこの章の規定の解釈又は適用から生ずる両締約国政府間の紛争の解決について準用する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの取極に署名した。

二千十一年二月十六日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
　前原誠司

インド共和国政府のために
　アーナンド・シャルマ

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部二、五八四円（本体二、四七〇円）　（配送料別）